

東日本大震災津波復興特別委員会会議記録

東日本大震災津波復興特別委員会委員長 田村 誠

- 1 日時
平成 25 年 4 月 18 日（木曜日）
午前 10 時 2 分開会、午前 11 時 47 分散会
- 2 場所
特別委員会室
- 3 出席委員
田村誠委員長、工藤勝子副委員長、渡辺幸貫委員、大宮惇幸委員、小田島峰雄委員、五日市王委員、高橋昌造委員、高橋元委員、小野共委員、高橋但馬委員、軽石義則委員、佐々木朋和委員、佐々木大和委員、千葉伝委員、柳村岩見委員、樋下正信委員、嵯峨耄朗委員、熊谷泉委員、岩崎友一委員、高橋孝眞委員、城内愛彦委員、神崎浩之委員、伊藤勢至委員、及川幸子委員、佐々木順一委員、工藤大輔委員、関根敏伸委員、喜多正敏委員、郷右近浩委員、岩渕誠委員、後藤完委員、名須川晋委員、飯澤匡委員、及川あつし委員、工藤勝博委員、小西和子委員、久保孝喜委員、木村幸弘委員、斉藤信委員、高田一郎委員、小野寺好委員、清水恭一委員、小泉光男委員、佐々木茂光委員、佐々木努委員
- 4 欠席委員
福井せいじ委員、吉田敬子委員
- 5 事務局職員
新屋事務局次長、高橋議事調査課総括課長、大越政務調査課長、米内主任主査、今主査、和川主査、菊地主任
- 6 説明のために出席した者
岩手県産業復興相談センター 統括責任者 谷藤 晴紀 氏
シニアマネージャー 古谷 元 氏
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
(1) 被災事業者の再生支援について
(2) 現地調査について
(3) その他
- 9 議事の内容
○田村誠委員長 おはようございます。ただいまから東日本大震災津波復興特別委員会を開会いたします。

福井せいじ委員、吉田敬子委員は欠席とのことですので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、日程第1、被災事業者の再生支援について調査を行います。

本日は、参考人として岩手県産業復興相談センター総括責任者、谷藤晴紀氏、シニアマネージャー、古谷元氏をお招きいたしておりますので、御紹介をさせていただきます。

○**谷藤晴紀参考人** 谷藤です。よろしくお願いたします。

○**古谷元参考人** 古谷でございます。よろしくお願いたします。

○**田村誠委員長** 谷藤様の御略歴につきましては、お手元に配付している資料のとおりでございますが、谷藤様は昭和45年に小樽商科大学を御卒業後、株式会社岩手銀行に入行されました。平成14年に株式会社岩手銀行を定年退職された後、共益商事株式会社取締役、岩手地所株式会社代表取締役を歴任され、平成23年10月に岩手県産業復興相談センターの統括責任者に就任されておられます。

古谷様は、平成5年に東京大学を御卒業後、通商産業省に入省されました。平成12年に通商産業省を退省後、コンサルタント会社や証券会社において要職を歴任された後、平成23年11月に岩手県産業復興相談センターのシニアマネージャーに就任されておられます。なお、宮城県、福島県に産業復興相談センターが設立されるに伴い、各センターのシニアマネージャーにも就任されておられます。

谷藤様、古谷様には、御多忙中のところお引き受けをいただきまして感謝申し上げます。本当に御苦労さまでございます。

それでは、これからお話をいただくことといたしますが、後ほど質疑、意見交換の時間を設けておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、谷藤様、古谷様、よろしくお願いたします。

○**谷藤晴紀参考人** 本日は、県議会議員の皆様に岩手県産業復興相談センターの御説明をさせていただきお時間をいただきまして大変ありがとうございます。また、日ごろは県議会の方々に御指導、御支援をいただいておりますこと、この場をおかりいたしましてお礼申し上げます。以後、着席の上進めさせていただきます。

資料に沿って進めさせていただきます。表紙が1ページでございまして、2ページ目をお願いします。岩手県産業復興センターの取組状況です。発足日が2011年9月30日金曜日でございました。

黒い四角枠のところ、岩手県産業復興相談センターの相談受け付け状況でございますが、開設以来、平成23年10月7日から平成25年3月29日の1年半の間の取り扱い状況について御説明いたします。表の中の対応相談案件実件数でございます。この件数でございますけれども、後ほど古谷から御説明します中小企業庁でとっている件数と、報告期限とか仕分けの方法が違いまして、端数の部分で若干相違がございますので、よろしく御了解をお願いたしたいと思っております。1年半で412件の相談件数がございます。これは、カルテ

がつくられた分でございます。

それから、そのうち買い取り決定が50件、実際には3月末まで買い取り決定をいただいているのが57件ございますけれども、債権者の機関決定がまだ終わっていないということでプレス発表ができていない部分がございますして、3月末では50件までをプレス発表、それから4月8日に3件発表いたしまして53件、来週までにはあと4件発表いたしまして、57件の発表となる予定でございます。

買い取り決定は50件で、その次の債務の返済条件変更、減額や延長等の合意を債権者からいただいているのが18件ございます。内訳といたしましては、返済条件の変更が15件、事業計画を策定して新規融資をいただいたものが3件ございます。

その次の段の買い取り、債務の返済条件変更に向けた検討、作業中、これが今42件動いております。事業計画の策定あるいは債権者間の調整を実行中のものがございます。

それから、従来型の再生支援を検討中が3件、これは従来の再生支援協議会が検討中のものがございます。

次の段の窓口相談継続中、情報の収集、整理等でございますけれども、これはいわゆる相談の初期段階でございますして、資料の準備、あるいは事業内容をどうするかとか、資金計画をどうするかとか、その辺の組み立て、資料準備を行っている段階のものでございます。

それから、窓口相談完了、助言を行い完結というのが29件、これは産業復興相談センターのアドバイスによりまして新規融資ができたというのが14件、それから同じくアドバイスによりまして事業者が直接金融機関に行って返済条件変更の合意を得たというのが15件ございます。

それから、産業復興相談センターのメニュー、あるいは各種制度の説明等で終了というのが241件でございます。各種の制度資金や補助制度等を御説明して終わっていると、あるいはこの241件の中には東日本大震災事業者再生支援機構に引き継ぎしたものが29件ございます。

下の米印に相談延べ件数が2,256件となっておりますけれども、一番上の412件につきましては、買い取りなり条件変更なりの作業を進める中で、2回や3回では済まなくて、5回も6回も訪問して事業計画を詰めたりする作業がございますので、それらを全部カウントするとこれぐらいの数になるということでございます。

次のページをお願いします。412件の相談者の概要でございますけれども、地域別に申し上げますと、沿岸部の被災事業者が当然ながら多い。実企業数412件のうち、大船渡市が120件で29%を占めております。その次は宮古市で60件、陸前高田市で59件、この円グラフの時計回りに釜石市、大槌町、久慈市、山田町、その次が沿岸その他となっておりますけれども、これは岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町の5町村の合計でございます。その次が内陸で29件とありますけれども、その内訳につきましてはこの四角の中の右下のほうに書いてございます。盛岡市、花巻市、一関市、北上市、奥州市、矢巾町、

雫石町、九戸村、滝沢村と分布しております。

それから、相談者の業種別でございます。相談件数は、小売業が 82 件と一番多くなっております。当初は、その次の食料品製造業のうち水産加工業の出足が早かったのですが、やはり小売業は圧倒的に数が多いものですから、最近が一番多くなっております。食料品製造業が 2 番目で 73 件、その他製造業が 49 件となっております。

それから、資料にはございませんが、相談者の規模でございます。いわゆる中小企業が 148 件、小規模事業者が 264 件、そのうち個人事業主が 132 件となっております。小規模事業者が 64% を占めております。小規模事業者の区分でございますけれども、製造業のほかで従業員 20 人以下、それから商業、サービス業で従業員 5 人以下を小規模事業者と区分しておりますけれども、6 割以上が小規模事業者からの相談という状況になっております。

次のページをお願いします。債権買い取り状況でございますが、4 月 8 日に 3 件プレス発表をしておりますけれども、4 月 8 日現在で決定件数が 53 件となっており、今既に決まっている分を合わせますと 57 件で、5 月中には 60 件までいきたいと思っております。買い取り対象債権総額、いわゆる簿価でございますけれども、これは 83 億 7,500 万円でございます。買い取り価格は、申しわけございませんけれども、実額ではなかなか発表できませんので、御容赦いただきたいと思います。半年ごとの買い取りの件数を見ますと、平成 23 年 10 月に発足して、平成 24 年 3 月末までは 6 件の買い取りでございました。その後、半年で 24 件の買い取り決定をいただきまして合計で 30 件、去年の 10 月からこの半年で買い取りが 27 件で、合計で 57 件となっております。今後もこのような数字で頑張りたいと思っております。

それから、産業復興相談センターの構成及び体系図を御説明いたします。下のほうの枠があるところでございますけれども、東北経済産業局から盛岡商工会議所に業務委託がございまして、盛岡商工会議所が産業復興相談センターを設置しております。産業復興相談センターの真ん中の四角でございますけれども、メンバーは県内外から金融、企業診断、税務、それらの部門の精鋭とありますけれども、こういう集団となっております。合計 43 人でございますけれども、それぞれグループを分けておりまして、窓口相談グループが 2 チームございます。それから、事業者支援グループが 3 チームございます。去年の 11 月に新しくつくったモニタリングチームが 1 チーム、それとコントロールセンターといいますか、それをやっている企画グループが 1 チーム。集まったメンバーは、金融機関からの派遣あるいは OB が 22 人となっておりますけれども、これはいわゆるメガバンクである 3 行から、それぞれ 4 人ずつの 12 人、それから全国の地方銀行 4 行がございまして、北から北海道、千葉、静岡、神奈川で、各 1 人ずつ 4 人となっております。それから、地方銀行から 4 人出向、政府系から 2 人来ていただいております。それから、地元金融機関の OB が私も含めて 12 人でございます。それから、地元士業とありますけれども、会計士、税理士、診断士を合わせて 4 人、それから岩手県からの出向が 1 人、盛岡商工会議所から

の出向が3人、プラス嘱託2人で全部で5人おりますけれども、事務局を担当していただいております。専門家とありますけれども、きょう御説明いたします古谷シニアマネージャーが1人で、合計43人となっております。

下のほうに機動能力と書いてございますけれども、リース車両を6台用意しております。それでも足りなくなるケースがございます、そのときはレンタカーで走っております。盛岡市に産業復興相談センターがございますけれども、皆さん御存じでしょうけれども、沿岸までの距離は100キロメートル以上はございます。開設以来走ったのが22万キロメートル以上、地球を5.6周ぐらいしている勘定になります。事業者には盛岡市まで来てほしいというわけにもいきません。その都度、盛岡市から出かけて面談してくるということで動いております。

この四角の関係でございますけれども、被災事業者が上でございます。被災事業者から産業復興相談センターが相談を受けます。アドバイスの矢印もございます。それと、被災事業者と金融機関、債権者でございます。債権者には保証協会も入りますし、リース会社、信販会社も入ります。その既存借り入れについてどうするかという問題がございます、その辺の調整を産業復興相談センターと事業者と債権者との間で詰めていく。買い取りにするのか、条件変更で頑張っていくのか、その辺を交渉していく。債権者調整にも結構時間がかかります。そして、債権者の同意が得られたという段階で岩手産業復興機構に買い取りを要請いたしまして、買い取りが決定されれば5年間の棚上げ、5年ないし10年の返済が猶予される形になりますけれども、5年ないし10年で卒業していただくという形になります。この辺のスキームにつきましては、後ほど御説明いたします。

それから、産業復興機構の投資ファンドは、現状では100億1,000万円の出資となっております。中小企業基盤整備機構から80億円、それから県、地元3行プラス宮古信用金庫、合わせて100億円と、1,000万円は運営会社が出資しております。

次のページの岩手県産業復興相談センターの活動状況でございます。これは県内で出張している数字を挙げておりますけれども、沿岸地区に出張している数字を3カ月ごとに載せておりますが、緑色の案件開拓が去年の7月からふえております。それから、モニタリング訪問が去年の10月過ぎから出てきております。棒グラフが訪問人数、紫の折れ線グラフが訪問件数です。通常、事業者との面談は、話を間違っただけ聞いてもまずいということで、2人で対応しておりますが、説明会のような場合には、3人になったり、4人になったりします。機の準備とかもございますので。そのような関係で、訪問件数より人数はどうしても多くなっております。

次のページですが、グラフには累計が出ておりませんが、6ページの計数内訳のところでお説明いたします。案件訪問というのが右側の累計、人数が1,714人の865件、モニタリング訪問が70人の30件、案件開拓が389人の181件、それからその他が238人の86件です。

この案件訪問とは何なのかというのは、下の細かい字で書いておりますけれども、相談

を受け付けた先やその債権者等と支援方法について打ち合わせをするための訪問です。それから、モニタリング訪問とございますけれども、これは支援決定、買い取り決定先ですけれども、この事業の再生状況をモニタリングするための訪問で、去年の11月から始めているものでございます。それから、案件開拓ですけれども、相談ニーズの掘り起こしのため、被災地での相談会の開催、あるいは仮設事業者への意向聞き取りのための訪問をしております。また、去年7月からアンケートもやりましたし、去年の10月過ぎからグループ補助金の認定先に対しても案件掘り起こしのための訪問をしております。それから、その他に区分しているものは、説明会の開催等でございます。

中段の枠でございますけれども、実稼働日数が1年半で364日、訪問人数ですけれども、1日当たり平均6.6人が沿岸に出張しているという形になっております。

それから、下の枠の地区別でございますが、累計の多い順に記載しております。大船渡が691人の347件、それから宮古が477人の230件、釜石、陸前高田、大槌、山田、久慈、その他となっております。案件訪問あるいはモニタリング訪問については、ほとんど日帰り出張しております。片道2時間ちょっとでございますが、本当は1泊すれば効率はいいのでしょうかけれども、事業者の都合で、きょうはいいけれども、あしたはだめで、うまくいかないケースがございますので、どうしても日帰りが多くなってしまいます。

次のページは産業復興相談センターの業務、支援のメニューでございます。被災事業者様の相談から具体的な支援までをワンストップで受けられる体制を構築しております。事業の再生に向けた相談に幅広く対応するものでございます。所在地は盛岡市で、盛岡商工会議所の隣の中圭ビルというところに入っております。それから、現地事務所として12カ所、沿岸部12カ所の商工会議所、または商工会の中に設置しております。現地事務所は、できるだけワンタッチの受け付けですぐに産業復興相談センターにつないで、具体的な相談については産業復興相談センターから出かけて話をお伺いするという形にしております。

支援メニューといたしましては、1の新規借り入れ、補助金等の震災支援制度のアドバイス業務。それから、2の債権買い取り等支援業務、3の再生計画の債権者間での合意支援業務、リスケジュールと言っていますけれども、いわゆる条件変更でございます。この二つは利子補給の対象となります。利子補給はいつからやるのかというと、相談開始日から買い取り申請、あるいはリスケジュールの合意日まででございます。買い取り申請イコール買い取り決定日でございます。リスケジュールに全てなるのかといいますと、そうはいかなくて、例えば5年後に債務超過を解消するとか、そのようにきちんとした再生計画でなければ、通常暫定リスケと言っていますけれども、そういう場合については利子補給はできないという仕組みになっております。

それから、4の再生計画作成支援業務でございますけれども、買い取り、リスケジュール、あるいは新規調達を目的とする再生計画策定支援というものをやっております。

5の被災事業者のフォローアップ、リスケジュール、再リスケジュール、それから新規調達がうまくいったかどうかといったフォローアップでございますけれども、最近は前に

リスクジュールで終了したけれども、やはり大変だということで、買い取りの要請で再度相談というケースも出てきております。

それから、6の債権買い取り事業者へのモニタリング業務は後ほど御説明いたします。

それから、欄外になお書きで書いておりますけれども、買い取り対象債権は金融債権、銀行借入れ等のみならず、リース債権も対象となるということでございまして、リース物件が流されたというケースは買い取り対象になります。リース物件が残って使える状況であれば、これは買い取り対象にはならないという仕組みになっております。

次のページの岩手産業復興機構による債権買い取り案件の概要について御説明いたします。地域別では、沿岸北部が14件、沿岸南部が35件、内陸部が1件で、沿岸地域に集中しております。それも沿岸南部でございまして。沿岸北部と沿岸南部の区分は、山田町以北を沿岸北部、それから大槌町以南を沿岸南部というふうに区分しております。

それから、業種でございましてけれども、製造業が17件、小売業が15件、飲食店業、卸売業がそれぞれ4件、運輸業、サービス業がそれぞれ3件、医療福祉業が2件、不動産業、宿泊業がそれぞれ1件となっております。製造業のうち、飲食料品が8件、水産加工関連が7件となっております。

規模でございまして、中小企業、小規模以外が19件、小規模事業者が19件、個人事業者が12件で、幅広い層でお手伝いできているというふうに考えております。

4の買取対象債権ですけれども、買い取りとなった債権総額、簿価は約84億円、先ほど83億7,500万円と申しましたけれども、50件中46件には信用保証協会の求償権が含まれております。金額別に申し上げますと、10億円以上、いわゆる買い取り対象簿価でございましてけれども、これが2件ございまして。それから、5億円超で10億円未満、これが3件ございまして。1億円超で5億円未満が11件、1億円未満というのが34件ございまして。

グループ補助金活用の状況でございましてけれども、買い取り先のうちグループ補助金活用先は35件、活用していない先は15件となっております。グループ補助金を活用して、さらに高度化資金も活用している先は18件、結構グループ補助金と高度化資金を使えば、設備に関してはほぼフルでカバーできるという状況ですので、国と県、あるいは産業復興相談センターと協働して支援してまいりたいと思っております。

6の債権者でございまして。数字を書いておりますけれども、地元地銀が4つございまして。隣県の一つを含んで4つでございまして。県内は3行しかございませぬ。北か南かどちらかというのは御容赦いただきたい。それから、地元信金が4つで、これも県外を1つ含みます。それから、公的金融機関が6つございまして。それから、メガバンクが1つ、それからリース会社、信販会社を合わせて24社、それから同業組合もございましてけれども、協同組合もございまして。それから、一番大きいのが保証機関が2つ入っております。この債権者の合計といたしましては、49社に上っております。8ページは以上でございまして。

9ページの債権買い取り案件の事例でございましてけれども、第1号は開設当初の平成23年11月18日にプレス発表いたしました分でございますが、沿岸南部地域の老舗和菓子店。

家族経営の個人事業。従業員は5名。店舗及び工場が津波により流失し、全壊。金融機関からの新たな資金調達を得て、近隣に建設予定の仮設店舗に出店することを足がかりとして、本格的な事業の再開を計画。こちらは、早くやりたいということで、グループ補助金はなしでやりました。

第2号でございますけれども、これは沿岸南部地域で不動産賃貸・管理業者、小売業者。従業員数は15名。店舗の1階部分が津波により損壊、テナントが営業停止に陥った。店舗、設備が津波により損壊するなどの被害を受けた岩手県沿岸地区の商業施設の事業再生のために、店舗等の新規設備投資に必要な資金調達を行うために債権買い取りを行うもの。これは、テナントを含めた雇用効果は300人になっております。それから、グループ補助金はありでございます。

第13号、沿岸南部地域の飲料製造業者で、地元の中核的企業。津波により本社工場、商品在庫等が全て流失したため、現在は同業者から一時的に工場を借り受け——これは去年の7月時点の状況でございます、今新工場はできております——事業継続中。グループ補助金を活用して新工場を建設し、本格的な事業再開を目指す計画。事業再開のための新規融資は、地元地銀が支援。また、旧債務の買い取り先には地元地銀のほか信金、公的金融機関、同業組合、リース会社がございます。それで、従業員が震災前は50人、再開時では24人でスタートしており、5年後には40人にまで回復予定。この案件は、グループ補助金、高度化資金はありで、リース会社を含めまして、債権者は13社ございました。かなり力わざでございました。

第15号でございます。沿岸南部地域にある食料品製造業者。津波により本社及び工場がほぼ全壊し、営業不能に陥った。グループ補助金等を活用して、現在一部事業を再開しているが、今後本格的に事業を軌道に乗せる上で必要な資金の調達を容易とするために債権買い取りを行うもの。買い取り対象債権は、リース債権が過半を占める。これは、従業員は震災前は110人ございました。再開直後は55人でスタートしております。5年後をめどに100人体制にする計画となっております。この案件もグループ補助金、高度化資金はありです。債権者は12社ございました。

第38号でございます。沿岸北部地域にて小売業を営む個人事業主。津波により営業店舗が浸水し、在庫等が毀損。平成23年6月、店舗の部分補修等により営業を一部再開。平成24年10月、グループ補助金の活用及び金融機関からの借り入れ等により店舗を全面修復するなど本格復興の途上にある。事業継続に必要な資金調達を円滑に行うべく、債権買い取りを決定した。この案件は、買い取り対象債権が350万円、新規融資が800万円というケースでございます。こういう小さい先も手伝っております。従業員は、事業主と息子の2人でやっております。

第42号でございますけれども、沿岸南部地域にて小売、飲食業を営む個人事業主。津波により店舗や在庫等の全てが流失。震災後、金融機関からの借り入れにより自宅を改修して臨時の料理店を開始したほか、小規模店舗を申請して小売業も再開。また、今後店舗を

増設して飲食業を再開する予定。事業継続に必要な資金調達を円滑に行うべく、債権買い取りを決定した。この案件は買い取り債権額が簿価で390万円、新規融資も800万円。従業員数は、事業主プラス1人、合計2人で事業をやっております。グループ補助金、高度化資金はなしで頑張っております。

次の第44号でございますが、内陸部地域の食料品卸売業者。地震後の原発事故に伴う放射能汚染の風評被害により売上げが大幅に減少。今後は、金融機関からの借り入れにより資金繰りを安定させ、販路拡大等による売上げ回復を図る計画。必要な資金調達を円滑に行うべく、債権買い取りを決定いたしました。この案件は、地震津波の直接被害はございませんでした。いわゆる風評被害でございます。従前の大口取引先からは仕入れ資金を前受金の形でお預かりして仕入れて納入しておりましたけれども、放射能汚染の関係でその大口先が納入ストップになったことで、資金繰りが詰まったと。それで、別途納入先は見つきましたけれども、運転資金の調達のお手伝いということで買い取り決定したものでございます。内陸部の間接被害の第1号になります。

それから、第46号でございます。沿岸南部地域の食料品製造業者。津波により工場、店舗、設備、営業用車両の全てが流失しております。平成24年3月に仮設工場に入居決定しましたけれども、本年4月には再開しております。これはプレス発表時でございますけれども、今後はグループ補助金や高度化資金の活用等による本社工場、加工設備ラインの復旧により本格復興を目指す計画。必要な資金調達を円滑に行うべく債権買い取りを決定した。赤書きになっておりますけれども、本件は事業者ローンと住宅ローンが絡む二重ローン案件でございます。産業復興相談センターと個人版私的整理ガイドライン事務局とが協働で抜本的な支援を検討する最初の案件となります。事業者ローンにかかわる買い取り決定を踏まえ、住宅ローン部分について個人版私的整理ガイドラインによる支援が今進んでおります。

以上が抜粋した案件の御説明でございます。

次の11ページでございます。復興に向けた動き、今後の課題でございます。1の本設に至っていない事業者、仮設事業所で事業継続中の事業者への支援体制強化。中小企業庁及び県との連携によりまして、仮設事業者へのアンケートを実施いたします。ヒアリングと同時に案件の掘り起こしも実施するものでございます。去年7月からやっておりますけれども、再度実施します。アンケートのためのヒアリングではなくて、案件の掘り起こしになるヒアリングをしてまいりたいと思います。

案件の掘り起こしで申し上げますと、アンケートのほかにグループ補助金の認定先に対するアプローチも今後続けてまいりたいと思います。

2の支援企業へのフォロー、モニタリング業務の開始でございますけれども、債権買い取りが終わったので、産業復興相談センターの支援も終了ということではなくて、事業者がうまく復興軌道に乗るように支援していく必要があると思っておりますので、これも重点的に進めてまいりたいと思います。

3の個人ローン案件でございますけれども、今最後の事例説明で申し上げましたが、住宅ローンとの協働、個人版私的整理ガイドライン運営委員会との連携で進めるケースがこれから結構出てくるのではないかと思います。小規模事業者の場合は、ほとんどが住宅兼店舗とか住宅兼工場というケースが多いと思いますので、これから本設になる場合に重荷になるケースが出てくるのではないかと予想されますので、その辺に力を入れてまいりたいと思っております。

次のページは課題で申し上げました、去年行ったヒアリングの結果でございますけれども、1,578 区画の仮設事業所——これは中小企業基盤整備機構のホームページで確認した仮設事業所の数でございますけれども——1,578 区画の仮設事業所のうちヒアリングシートを回収できたのが 500 件でございます。一関市及び沿岸 12 市町村を個別訪問いたしまして、回収した結果をこういう表にしております。7月から始めましたけれども、11月末現在で集計が終わったというのは、訪問したけれども、責任者がいないので話がまとまらないということで、結局何回も訪問して、最終的に 11 月までかかったというものでございます。

アンケートの項目別に見ますと、当センター及び二重ローンに関する質問でございますけれども、あなたは現在二重ローンの状態にありますかという問いに対しまして、ありますというのが 73 件、23%。それから二重ローンの状態にないというのが 236 件、76%。およそ4分の3は二重ローンではないと答えております。それから、次の二重ローン回避のための債権買い取り制度は有効手段と思われるかという問いに対しまして、思いますというのが 200 件、85%。そうではないという方が 33 件、14%ございます。それから、岩手県産業復興相談センターはあと 2 年ほどで業務終了予定、延長を望みますか——今の制度のたてつけですと、平成 26 年 3 月で終了でございますけれども——という問いに対しまして、はいというのが 347 件、91%が延長してくださいという答えでございます。

それから、仮設事業所に関する質問でございますが、仮設存続期間の延長を望みますかという問いに対しまして、はいというのが 439 件、92%が望みますということです。それから、市町村が払い下げし、その仮設事業所で家賃を払いながら事業継続を望みますかという問いに対しましては、はいというのが 325 件、75%。それから事業継続は仮設存続期間の終了までと考えている方が 88 件、約 20%です。仮設事業所は、今の制度のたてつけですと存続は 2 年間で、その後市町村に払い下げして継続するかどうかだと聞いておりますけれども、やはり仮設事業所の延長の希望がかなりの数に上っております。

それから、グループ補助金に関する質問でございます。グループ補助金を申請しましたかという問いに対しまして、はいが 88 件、25%、4分の1だけになっております。それから、グループ補助金が今年度で終了する見込みですが、制度の延長を望みますかという問いに対しましては——これは 7 月の質問ですので、今後、何かまだあるやに聞いておりますけれども——はいが 300 件、82%の数字です。それから、グループ補助金の執行時期の柔軟化は必要と思われるかという問いに対しましては、はいが 206 件、84%の要望でござ

ざいます。

それから、借入れに関する質問でございますけれども、被災後にお借入れされましたかという問いに対しまして、はいという方が145件の31%、60%以上の方は震災後借入れしていない。それから、金融機関からの借入れやリース債権の返済を負担に感じていませんかという問いに対しましては、はいが169件の39%、残り60%近くの方は負担に感じていないという回答ではございます。それから、保険返戻金、補助金、弔慰金等をお借入れの返済に充当しましたかという問いに対しましては、はいという方が101件、23%おります。

このアンケートの中で当然見えていますけれども、仮設事業所の延長、グループ補助金の延長及び執行の柔軟化というのが結構多い希望となっております。

次のページをお願いします。仮設事業所に入っている方の答えでございますけれども、被害状況は青が全壊で、459件、97%。それから赤が半壊で11件、2.3%、一部損壊が2件、0.4%。

それから、後継者がいますか、いませんかという質問では、ありというのが169件、48%、いないというのが182件、52%という状況でございます。

事業本設地はどこを希望しますかという質問では、青の震災前の事業地が115件の27%、それから高台等に本設したいというのが135件、32%、それから仮設設置場所という方も意外と多くございまして、171件、40%。仮設設置場所という方で、ある程度区画の多いところは、何となくコミュニティーというものが形成されてきているのかなと思ったりします。例えば商業施設化といいますか、そのままみんなここでやりたいというようなコミュニティー化が進んでいるのかなと感じられます。

震災前と比べ来客者数の状況はという質問では、大きく増加、やや増加を合わせて、増加が大体22%、ほぼ同じが14%、紫と青のやや減少、大きく減少で63%、6割以上が減っていると答えております。

仮設店舗オープン直後と比べ来客者数の状況はどうかという質問では、青と赤とを足して、23%は直後より今のほうが増加している。変わらないが30%、紫と青で46%の方が減少していると答えております。

震災前と比べ売り上げ状況はどうかという質問では、青と赤を足して25%、4分の1は増加している。変わらないが12%、紫と青が62%、やはりかなり減っているということが見られます。

仮設店舗オープン直後と比べ売り上げ状況はどうかという質問では、仮設店舗オープン直後よりも増加している方が25%、変わらないが30%、減少が44%となっております。

アンケートに関しましては、以上でございます。

それから、14ページでございますが、課題の3番目で申し上げましたけれども、モニタリング業務についてです。産業復興相談センターでは、債権買い取り支援が完了した事業

者の事業計画実施状況のモニタリングを新規業務として開始しております。産業復興相談センター事業実施基本要領の変更に伴うものであり、業務の追加でございます。去年の10月に要領が改正されて、モニタリングも業務に入っております。

モニタリングの流れでございますけれども、流れの前にちょっとモニタリングの考え方について説明しておきたいのですが、買い取り支援を完了した事業者のモニタリング、あるいはガバナンス、あるいは経営支援につきましては、その他の金融機関も入りますけれども、メイン金融機関を中心とした金融機関と債権買い取りを行った岩手産業復興機構がモニタリングしていくというのが基本でございます。産業復興相談センターとしても、買い取り支援が完了したので役割が終了というのではなくて、事業計画はセンターがつくっているケースが多いのですけれども、その事業計画の進捗状況を確認していく必要がございます。つまりうまく復興軌道に乗っているかどうかということの確認でございます。事業計画の進捗状況が上振れしていれば問題はないのですけれども、売り上げが対計画比マイナスだとか、あるいは利益状況が思わしくないという場合に、売り上げ増強の対策をどうするのか、それから経費の削減余地はないのか、そのようなことを産業復興相談センターあるいは場合によっては外部専門家の力をかりまして、売り上げ拡大策あるいはコスト削減策を検証し、事業者をうまく軌道に乗せる活動支援をしていかなければならないと思っております。ここまで1年半たって買い取り件数が50件になっておりますので、今後も当然積み上げになってまいります。買い取り後の支援を強化するという意味で、新しいチームをつくって対策を強化していこうと考えております。

モニタリングの流れとしますと、1番上の枠は取引金融機関によるモニタリング及び経営支援活動について、ちゃんとやっていただいていますかという確認でございます。基本は金融機関と岩手産業復興機構です。

2段目の枠ですけれども、必要に応じて当該金融機関に対して、モニタリング・経営支援内容の適正化を働きかける、あるいは必要に応じて事業計画達成に向けて支援をするということでございます。

事業計画を変更する必要がある場合には、必要な支援を実施いたします。悪い場合だけではなくて、さらに設備増強するというケースも出てきております。そういう場合も事業計画が変わってきますが、上振れの場合は、事業計画の策定は自分の費用でやっていただきたいと思っておりますけれども、そういう支援も実施いたします。

それから、一番下の枠ですけれども、債権買い取り支援決定で支援終了ではなくて、その後の事業再生状況を適宜フォローし、事業再生が軌道に乗るよう取引金融機関、事業者に対して必要な働きかけ、支援を行うというのがモニタリングの業務の流れでございます。

従来は、事業者支援グループ、いわゆる買い取り業務等をやるチームが四つございましたけれども、そのうちの一つをモニタリング業務に特化して進めております。モニタリングのサイクルはどうするかということもありますけれども、当面3カ月ごとにやって、それが計画どおりいっているという状況であれば半年ごとにするとか、1年決算ごとにすると

とか、だんだん長くしていく。大変なところにつきましては、やはり3カ月ごとぐらいに見てあげないとだめかなと思っております。

私からは、以上とさせていただきます。

次に、古谷さん、お願いします。

○古谷元参考人 それでは、私からスキーム面を中心に説明させていただきます。古谷でございます。本日風邪を引いておまして、若干お聞き苦しいが点あるかと思いますが、何とぞ御容赦いただければと存じます。では、着席の上で御説明させていただきます。

こちら御高承のことではございますけれども、これまでの被災事業者の支援施策というものが時系列的にどのように検討、構築されていったのかというものをまとめさせていただいた資料でございます。震災直後数カ月間、緊急対応期と書いてございますが、こちらはまさに避難所の整備であったり、応急仮設住宅、事業所の構築、あるいは緊急的な資金繰りの対応と、そういった時期を経まして、2011年の7月、夏場以降から二重ローン対策、金融支援というものについて国、県、関係機関で本格的な検討がなされ、産業復興機構、産業復興相談センターの立ち上がりが決まり、2011年10月には被災地の中で先駆けて岩手県で産業復興相談センター、産業復興機構が立ち上がり、また同時並行で与野党3党合意によりまして、復興機構スキームでは対応困難な事業者の支援のための機関としまして東日本大震災事業者再生支援機構というものが立ち上がったと。2012年に入りましてからは、東日本大震災事業者再生支援機構も立ち上がり、産業復興相談センターや産業復興機構の運用というものも本格化し、いよいよ被災事業者の支援に向けた政策というものが一そろいし、今現在、鋭意被災事業者の支援に向けて一丸となって取り組んでいるというところでございます。

続きましての資料をお願いいたします。こちら改めて御説明するまでもないところかと存じますが、産業復興相談センター、産業復興機構とは、東日本大震災の被災事業者の一刻も早い再生を図り、もって被災地域経済、産業の一刻も早い復興を図るために、経済産業省、中小企業庁の旗振りによりまして実行に移された再生スキームでございます。

こちらの資料にございますとおり、事業者からの御相談あるいは金融機関からの御紹介を受け、支援の前さばき、前工程というものを産業復興相談センターで担当し、債権買い取り以降の後工程につきましては産業復興機構が担当する。この産業復興相談センターは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県に設置されてございまして、産業復興機構は青森県を除く岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県に設立されてございます。

このスキームにおきましては、産業復興相談センターが事業者からの御相談を受け、被災事業者の業況であったり被災状況というものを産業復興相談センターで調査、把握をいたしまして、どういった支援が適切なのか、場合によっては被災制度の御説明だけで終わることもあれば、私ども産業復興相談センターで事業計画の策定の御支援をする。さらに債権カットの必要があるというような場合におきましては、債権買い取りの支援をさせていただく。幅広いメニューの中から、それぞれの被災事業者にとって最適な支援メニュー

というものを検討していくということを私どもの責務としてございます。

債権買い取りが必要と判断された事業者につきまして、債権者との間で債権買い取りの合意がなされた時点におきましては、産業復興相談センターから産業復興機構に対しまして債権買い取り要請というものをを行います。この債権買い取り要請を産業復興相談センターがした場合、私どもの検討内容に明らかな瑕疵がないということが確認できれば、産業復興機構はほぼ自動的に債権を買い取っていただくという形になってございます。

この産業復興機構が買い取りをした場合、右側に二次対応として、幾つかDDSとかDESといったアルファベットがございますが、このDDSというものが今回のスキームの特徴でございます。産業復興機構が債権を買い取った後、その債権につきましてはまず劣後特約というものを結ばせていただきます。これは、金利をゼロとして、他の金融機関の債権よりも支払いをおくらせるというような内容の特約でございます。この特約を結ぶことによりまして、金融庁のいわゆる金融検査マニュアルというものにおきまして、産業復興機構の債権というものは資本と同じようにみなしていただけると。そのことによりまして、事業者の財務基盤というものが改善し、金融機関が貸しやすくなる。

また、産業復興機構は15年間の時限組織でございますが、原則としまして債権を買い取ってから10年後にエグジットというものをすることになってございます。このエグジットというのは、産業復興機構が持っている債権を地域金融機関を中心にリファイナンス、借りかえをしていただくという形を想定してございます。このリファイナンス、借りかえをしていただく時点で産業復興機構は、こちらは国が出資をしている、正確には独立行政法人が8割を出資しているファンドで、投資リターンを追求するようなファンドでございませぬので、買い取り価格プラスアルファというところの回収がなされた時点で、簿価と回収部分の差額部分につきましては債権放棄というものを実施する。そのことによりまして、産業復興機構としては支援を完了し、事業者も財務バランスというものが改善された状態で、さらに再生のほうに邁進していただけるというものを目途としてございます。

このスキームでございますが、いわゆる事業再生といえますと、民事再生法、会社更生法といった法的整理といった枠組みがございます。また一方で、政府の企業再生支援機構ですとか、中小企業再生支援協議会というような枠組みもございます。今回の産業復興相談センター、産業復興機構が携わっております債務整理も、いわゆる私的整理の一環でございます。ただ、この私的整理といいたしても、平時におけます事業再生のスキームとは異なりまして、今回は事業者の窮境というものが東日本大震災という、事業者あるいは経営者の方の責めに帰すことができない異常な事態によって発生したものでございますので、幾つかの独特な特徴というものを持っております。

まず1点につきましては、震災という外部事情に起因した窮境でございますので、通常の実業再生でございましたら、会社を窮境に陥らせてしまった経営者、あるいは株主の方に経営責任なり株主責任をとっていただくということが通常の実業再生では通例でございますけれども、この復興機構スキームにおきましては、経営者の経営責任だったり、株主の

株主責任、あるいは第三者保証人の保証責任というものは追及しないということを原則としてございます。

また、通常の事業再生でございますと、金融機関にとってみれば債権をカットするという重たい判断をいただくことになりますので、債権をカットしてまで継続的に支援することは通常の場合ではございません。この二重ローン対策におきましては、金融機関の方に新たに資金を御融資いただいて、そのことをもって設備投資を可能とし、事業再生を図っていただく、もって産業復興を実現していただくということが絶対的な鍵でございますので、債権カットというロスをこうむってもらったと同時に、新規融資を金融機関のほうに御提供いただかなければならないというところに独特の特徴がございます。これを実現するためには、通り一遍の事業計画というものをつくってはだめで、金融機関も今後も引き続き御支援いただけるような説得性、納得性の高い計画というものをつくっていく必要がある。そういったところの策定の支援のところに産業復興相談センターとしては注力をしてございます。

3点目でございますが、先ほど申し上げましたとおり、産業復興機構保有債券というものにつきましては、金融庁からも格別な配慮をいただき、資本金借入金という形をとっていただいておりますので、産業復興相談センターが絡んで産業復興機構が買い取った債権については、格別信用度の高い債権とみなしていただける。通常の私的整理におけるものよりも、一歩公的な位置づけというものを認めいただいているというものの特徴がございます。

こちら、今スライドのほうには、これまで立ち上がってきた産業復興相談センターなり産業復興機構というものの一覧がございます。岩手県が最も早く立ち上がりまして、相談開始日は10月7日、立ち上がったのは平成23年9月でございます。そこから1カ月以上おくれまして宮城県で立ち上がり、さらには岩手県におくれること1カ月半ほどで福島県でも立ち上がったといった形で、順次センターの立ち上げが進んでまいりました。人員としましては、岩手県と宮城県のセンターがそれぞれ39名、40名と、非常に大所帯となっております。福島県は岩手県、宮城県の約半数の20名という人員を抱えてございます。

産業復興機構につきましては、青森県を除く各県に設立されてございまして、この無限責任組合員といいますのが事業再生に精通した事業再生ファンドの運用会社の方々についていただいております。岩手県、宮城県は東北みらいキャピタルという同一の運用者がこのファンドの運用者となっております。

次のページですが、先ほど谷藤から岩手県におきます相談受け付けの状況につきまして御説明申し上げましたが、こちらでは他県の状況も含めてお示ししてございます。やはり相談の受け付け件数としましては、経済規模の大きい宮城県が非常に多くの御相談を承っております。岩手県の約2倍という水準の受け付けをしてございます。

一方で、この金融機関等による金融支援の合意、うち買い取り決定というところをごらんいただきますと、岩手県は金融支援の合意に至ったのが84件、宮城県は70件、買い取

り決定は岩手県 50 件、宮城県 38 件となっておりまして、相談件数に比べまして岩手県は金融支援、債権買い取り決定というものが進んでいるという状況でございます。こちらにつきましては、産業復興相談センター、産業復興機構が立ち上がったのが宮城県よりも相当早かったというような事情もございますし、岩手県下の金融機関の事業再生、債権買い取り支援に対する御理解、御協力というものが一歩進んでいるというところもございますし、また、産業復興相談センターと県、市町村といったところとの連携というものがうまくいっているといったさまざまな事情が寄与しているものと考えてございます。

次のページは、産業復興機構が立ち上がって以降、直近に至りますまでの各県におけます債権買い取り決定数というものの推移というものを示してございます。こちらを一見しておわかりいただけますとおり、立ち上がってから半年間というものはやはり非常に苦労いたしまして、ちょうど1年前の4月というところを捉まえていただきますと、この産業復興機構がございまして5県を合わせてもようやく10件を超えた程度の債権買い取り決定数、中でも岩手県が半数を占めているという状況ではございましたけれども、やはり立ち上がってから半年間というものは、これまで未曾有の大震災に対応する前例のないスキームを運用しているというようなどころもございましたが、やはり私ども産業復興相談センターもふなれな業務をやっておりますし、新たな政策、グループ補助金なり、土地のかさ上げ、復興計画といったものが同時並行で進んでいくといった難しさがございまして、なかなか支援の数というものが積み上がっていかなかったというような形でございます。

一方で、2012年の年央の6月、7月といったあたりから急激に買い取り決定案件数というものがふえてきてございます。こちらは関係各位の御理解が進んだこと、私ども産業復興相談センターでも相当程度債権買い取り事業、実務というものに精通していったということもございまして、やはり地元におきます復興計画というものが徐々に確実に進展されてきたことに伴うものと考えてございます。

次のページは、岩手県に限らず全産業復興相談センター、全産業復興機構が置かれております県の被災事業者の数と産業復興相談センターによって相談を受け付けた事業者数、また買い取り支援、買い取り決定を行った事業者数をそれぞれ業種別に区分した資料でございます。津波被災事業者数といいますのは、中小企業庁の白書でカウントされております事業者でございます。ごらんいただきますと、水産加工業という沿岸部におきます中核事業者の方々の相談受け付けであったり、買い取り決定対象数というものが、全体に占める事業別の内訳に比べまして多くなっております。これは、やはり沿岸部におきまして直接的に津波の被害を多く受けられた水産加工業者の方々が先行して産業復興相談センターに御相談に来ていただき、私どもとしてもその被害の甚大さに鑑みて、先行して支援が進んでいるということだと解釈をしております。

次のページでございますが、こちらの上のほうでは債権買い取りとグループ補助金、高度化資金というものを併用した支援というものが実現した実例というものを書いてござい

ます。それぞれ債権買い取り、グループ補助金、高度化資金、いずれも中小企業庁の施策の一環でございますけれども、それぞれの施策が立ち上がった当初におきましては、それぞれの担当部署であったり担当機関といったものが別だったということもございまして、それぞれがそれぞれの職務を全うされようとする余り、全体的に最適化が図られていない部分というものが一部あったように反省してございます。

具体的に申し上げますと、高度化資金の審査に当たって、震災によって二重ローンの状態になってしまっていて、その状態のままでは借入金が多額なので、高度化資金をお貸しするのは、やはり信用上難しいのではないかとというような対応がされてしまったので、どうしましょうかという御相談を、私どもが事業者から受けたといったような事例でございまして。このような事例におきまして、産業復興相談センターが一步前へ出まして事業計画策定支援をお手伝いする、また債権買い取り支援というものを念頭に置いた金融機関との調整をさせていただく。その状況というものを高度化資金の担当部署のほうにも丁寧にご説明するというようなことを経まして、債権買い取りとグループ補助金、高度化資金というものの一体となった再生支援というものを実現した事例というものを3点まとめさせていただいてございます。

また、下のほうに被災地外に移転した被災事業者の支援とございますけれども、先ほど簡単に申し上げました東日本大震災事業者再生支援機構は法律に基づいてでき上がった組織でございますが、この法律におきまして被災地外に移転されてしまった事業者に対しては支援の対象とできないような形になってございます。一方で、事業者の現実を拝見しますと、やはり津波によって余りにも甚大な被害を受けてしまった地域におきましては、地域人口がいつ戻ってくるかどうかははっきりしない。一旦は被災地外のほうに移転をして、例えば奥様の御実家の近くに転居をして、そこで事業の再構築を図られ、将来的には被災地のほうに戻ってきて被災者のために尽くしたい、地域のために尽くしたいというようなお気持ちを持たれている方の御相談をいただいておりますが、このような事業者は、東日本大震災事業者再生支援機構では法律の制約によって支援ができない。私どものほうでは、何とかそういった事業者もお手伝いしたいということで、将来的に事業者が地元、岩手県なり宮城県なり福島県に戻ってきていただけるといった御意向を確認できましたならば、一旦は被災地外のほうに移転された方々につきましても、産業復興機構による債権買い取り支援の対象とするというような運用をさせていただいております。

続きまして、産業復興相談センターによる支援ということで、債権買い取り支援以外の支援施策というところについても簡単に御説明したく存じます。こちらの利子補給制度と、先ほど谷藤からも御説明ございましたけれども、産業復興相談センターによる相談受け付けのときから、債権買い取りであれば債権買い取り要請というものを産業復興機構にしたとき、リスケジュールであれば各債権者からそのリスケジュールの前提となる計画につきまして御同意をいただいたときまでを対象としまして、その期間の利子というものを支援するというような制度でございまして。

この制度によりまして、債権買い取りでなくリスケジュールも対象としてございますし、また東日本大震災事業者再生支援機構にはない制度でございますので、こちらの利子補給制度というものが金融機関なり被災事業者のメリットを得る上でも重要な一つのアイテムとなっております。

あと、本日御列席の議員の先生方のほうでも非常にいろいろと御疑問を持たれているのではないかと思うところがございますけれども、産業復興機構と東日本大震災事業者再生支援機構の違いは何なのかということにつきまして、若干御説明をさせていただければというふうに存じます。大まかに相談の流れというものをお示ししてございますけれども、まずは被災者からの御相談というものは、産業復興相談センターでお受けするというのが一つの原則となっております。一方で、東日本大震災事業者再生支援機構でも直接被災者が御相談に伺われるというときには、それで門前払いをして産業復興相談センターのほうに行ってくれとなったなら、被災者の方にとってみて二度手間になりますので、直接いらっしゃった場合には東日本大震災事業者再生支援機構でも相談を受け付けるというような形になってございます。

産業復興相談センターでさまざまな支援メニューを検討して、産業復興機構で買い取りをすることができる、ないしはリスケジュール支援等で足りなくなった場合には、産業復興相談センター内で支援を完結し、みずからリスケジュール支援を行う、ないしは産業復興機構に債権買い取り要請を行うということになりますし、産業復興相談センターでは、資料の産業復興機構の枠の下のところに要件が6件書いてございますけれども、産業復興機構のスキームではこの6要件を満たせないという事業者だった場合には、産業復興相談センターから東日本大震災事業者再生支援機構に事業者の御相談というものを引き継がせていただくという対応をしております。

この産業復興機構では対応できて、東日本大震災事業者再生支援機構では対応できないというところはどのようなところなのかということにつきまして、12ページにお示ししております。産業復興相談センターによります産業復興機構による債権買い取りの対象者というものでございますが、東日本大震災により収益力に比して過大な債務を負い、経営に支障が生じている。その上で、産業復興相談センターにおいて、金融支援さえあれば再生可能性があるというふうに判断した事業者というものを産業復興機構による買い取り対象という形にしております。この産業復興機構によって支援できない事業者というものの類型としましては、医療、福祉事業者、農林水産事業者であって、専門的な支援が必要な事業者は産業復興相談センターでも対応ができることはできるのですが、東日本大震災事業者再生支援機構で医療、福祉なり農林水産につきましての御専門家というものを複数人抱えていらっしゃいますので、そちらにお任せしたほうがより手厚い支援ができるという事業者につきましては、東日本大震災事業者再生支援機構にお願いするというところでございます。

2番目、震災前の平均キャッシュフローが赤字など震災以前から業績が低迷しており、

抜本的な経営改善策が必要な事業者。こちらの産業復興相談センター、産業復興機構によります支援に当たりましては、震災前の平均キャッシュフローに基づきまして再建買い取り価格の算出というものを行ってございまして、震災前のキャッシュフローの税引き後営業利益に足すところの減価償却というものを基準としてございましてけれども、これが赤字の状態ですと、プラスの価値を持つ価格というものが算出できないというような制約がございまして。このような事業者だからといって支援ができないか、再生可能性がないということではございませんので、そのような事業者につきましては東日本大震災事業者再生支援機構で御検討いただくということが多くなってございまして。

一方で、産業復興相談センターでは、このように震災前赤字の事業者は一切支援できないのかと言うと、そうでもございまして、例えば震災前は確かに赤字だったけれども、震災以後に復興事業等に伴いまして、足元の業績がよくなっているような事業者、あるいは仮設事業所のほうに移転されて、その後経営が改善されて黒字基調というものが今後見込まれるといった事業者様であれば、私どものほうでも鋭意事業計画の策定を御支援いたしまして、その結果将来にわたっては再生可能性が高いと判断できる事業者につきましては、私どものほうでまた債権買い取り価格というのを別途算出いたしまして、買い取り支援を行っているというような事例もございまして。

また、3番目の類型でございまして、出資や広域的な再生支援が必要となる地域中堅企業というカテゴリーがございまして。こちらは、産業復興機構の御支援は債権買い取り支援というものが中心でございまして、出資というものもできないわけではないのですが、当初は中核的な支援メニューには置いてございまして。

一方で、この東日本大震災事業者再生支援機構は、設立当初から出資、融資、保証、債権買い取りといったメニューを実施できるということで設立されてございまして、この出資というものが必要となってくるような事業者、あるいは産業復興相談センターは各県ごとでございまして、各県内の事業を行っている事業者が中心になってまいります。東日本大震災事業者再生支援機構は全国組織と申しますか、全国に一つの組織でございまして、複数県にまたがっているような事業を展開されている事業者につきましては、東日本大震災事業者再生支援機構に基本的にはお任せすると、そういった役割分担というものを行ってございまして。

では、最後のページでございまして。こちらは、また先ほどの谷藤の説明と重なる部分でございまして、簡潔に御説明申し上げますが、今後の二重債務問題への対応というものについては、ようやく政策メニューも整って、支援実績というものも積み上がってきたところでございましてけれども、本格的な対応というものは、やはりこれからが本番であると私どもは認識してございまして。これまでのグループ補助金なり政策金融、仮設店舗等の行政支援がきておまして、今後も新たなこういった公的な施策というものを御期待されている事業者というものが非常に多い状況でございまして。

一方で、こういった公的支援というものが永続的に続くわけでもない、いつかは平時へ

の復帰に向けた金融機関との取引関係というものを中心とした事業運営というものを考えていかなければならない。そういった際に、私ども産業復興相談センターとしましても、鋭意取り組みを続けなければならないと考えてございます。

また、地域の土地復興計画の実施に当たりまして、土地利用計画というものがまだ緒についたばかりというような地域も多いので、その土地利用計画の確定ないしは実際土地のかさ上げの実施というものを待って本格的な事業再開を検討されていくという事業者もいまだ多い状況でございます。こういった方々からの相談ニーズというものは、これから起きてくるのだろうと考えております。

また、こちらは福島県の事例でございますけれども、福島県下におきましては、先ほど相談の資料の中でも相談件数は多いながらもなかなか支援が進んでいないという状況でございます。こちらは、これまで東京電力によります原発事故の賠償金というもののスキームの枠組みないしは対象期間というものがなかなか明確になってこなかったというような事情もございまして、警戒区域というものが広範に設定されておまして、この警戒区域がいつ解除されるのか、解除されたとして、本当に事業再開できるのかどうかというようなところで不確定要因というものが非常に多いというような地域がございます。このような地域におきます二重ローン問題というものは、今後新たに顕在化してくるものと考えてございます。

こういったさまざまな大きな課題を抱えている状況でございますので、今後相談件数もさらにふえてくるというふうに考えてございますので、私ども心して相談事業者に対する御支援というものに邁進してまいりたいと考えてございます。ありがとうございました。

○田村誠委員長 谷藤様、そして古谷様、御説明大変ありがとうございました。

それでは、早速これより質疑、意見交換を行いたいと思います。ただいまの御説明に関し質疑、御意見等ございましたらお願いいたします。

○斉藤信委員 ありがとうございます。大変わかりやすい、心のこもった御説明をいただきました。

それで、最初に産業復興相談センターのほうなのですけれども、買い取り件数が今 50 件、今月中には 60 件にいくかということで、徐々にこの買い取り件数が広がっていることは評価いたしますが、岩手県の復興実施計画では、平成 25 年度までに 635 件という目標なのです。東日本大震災事業者再生支援機構のほうも 56 件ということで、大体同じぐらいの規模で今の段階まで来ているのですけれども、やはりこの被災の実態から見ると、これをどうスピードアップすることが必要なのか。それともう一つは、相談件数そのものが被災業者から比べるとまだまだ至っていないのではないかと思います。その点で県の復興実施計画から見ると、平成 25 年度中には 635 件という目標を掲げているというところから見て、どういう取り組みが必要なのかというのが第 1 点です。

2 点目ですが、私はこのフォローアップ事業というのが新規事業で今後本当に重要だというふうに感じましたが、産業復興相談センターが平成 26 年 3 月までだという話を聞いて

大変驚きました。これからが本番というときに、こんな期限つきでは腰を入れた相談活動にならないのではないかと。被害の状況からいっても、1年、2年でめどがつく話ではないのです。そういう意味では、これはもう本当に延長して、一定程度の長期にわたってフォローアップを含めた取り組みが必要ではないのか、国の動きも含めてその点教えていただきたい。

あと、3つ目ですけれども、岩手県の場合、仮設店舗が区画数で1,760区画です。これは全国の半分を占めるのです。仮設店舗が多いというのが岩手県の特徴で、この方々は仮設のまま頑張りたいという声も強い。同時に、やはり本設への再建を求めているわけで、それが2年後、3年後なのです。だから、もう2年後、3年後、そこまでどういうふうに経営を維持、継続するか。本設の段階で新たな支援策が必要になってくるし、もちろん区画整理事業も2年後、3年後です。だから、そこまでの経営支援と本設段階での支援というのが示されることが大変大事なのではないか。

あと、最後ですけれども、最後の資料のところ、東日本大震災事業者再生支援機構は相談件数226件で56件は債権買い取りなのです。産業復興相談センターは411件で50件から60件ということで、事業者には東日本大震災事業者再生支援機構のほうが面倒見がいいという話もあるのです。再建計画まで一緒になってつくってくれると。先ほど話があったように出資もやるということで、私は産業復興相談センターも頑張っていると思いますが、ここがそれぞれの機能、役割がもっと事業者にはわかりやすく、そして相乗関係を進めることが必要ではないかと、そういう点ではどういうことが必要なのか。その点も含めて教えていただければ。

○古谷元参考人 まず、今後の買い取り件数といいますか、御支援の件数というものをいかにしてふやしていくかということにつきましの御回答でございます。

産業復興相談センター、産業復興機構の設立当初というものにおきましては、やはり非常に私どものほうもまだ制度をいろいろとどういった形をつくっていくかということで、実は当初に御相談いただいた事業者の中で、現状であれば実際の御支援に至ることができたのではないかと思われるような対応をしてしまった事業者というのが相当数いるのではないかという反省をしております。そういうことで、当初御相談いただいて、その時点では制度の紹介でございますとか、金融機関との調整結果、何らかのリスケジュール等の調整がされたことをもって、何とか支援ができたというふうに思っていたところにつきましても、今後2年たってみて、やってみれば、やはり苦しいという事業者が相当数いらっしゃると思いますので、当初御相談を承った事業者に対する再度のコンタクトというものは、今後強化していかなければならないと考えてございます。

また、そもそも産業復興相談センターなり産業復興機構というものがまだまだ被災地の事業者の方々に十分知られていないのではないかという懸念も持っております。これは、これまで先ほどのアンケートをとらせていただいた際におきましても、仮設店舗に入られていて、さまざまな政府の特別融資のようなものについては御承知であっても、産業復興

相談センターというものの存在というものを御承知なかったという事業者も相当数いらっしゃいましたし、同様の状況というものは東日本大震災事業者再生支援機構の担当者からも聞くところがございます。今後実需といいますか、本当に支援を必要とされている事業者のニーズの深掘りというものを産業復興相談センター、東日本大震災事業者再生支援機構で広報活動を含め取り組んでいかなければならないというふうに考えてございます。

一方で、現状の産業復興相談センターのキャパシティーといいますか、能力というところでまいりますと、当初半年間、1年間というところにつきましては、確かに産業復興相談センターの中の力量といいますか、キャパシティーが追いつかずに、そのことがゆえに事業者をお待たせしてしまったというような事例はございましたけれども、ここ半年以上につきましては、やはり当方の人間も相当程度経験を積んできてございますし、支援のパターンというものも類型がされてきてございまして、現時点におきましては産業復興相談センターの事情によって支援が滞ってしまっていると、時間がかかってしまっているという例というものは、非常に少なくなっているのではないかと思います。

一方で、御相談いただきながら数カ月間にわたってまだずっと相談いただいた状態になってしまっているというような部分は一部ございまして、そういった場合の例の多くは、相談を継続している最中に新たに水産庁の補助が入ったので、計画をつくり直しましょうという話でございますとか、土地のかさ上げ計画をもって本設場所を決めようと思っていたのだけれども、そちらがまだ確定しないということでございまして、従前の土地で事業を再開させようと思ったら、土地収用のほうにかかったので、また再建計画を見直しますというような事情をもちまして時間がかかっているというところはございます。ただし、現状におきましては、産業復興相談センターのキャパシティーというところは相当程度余力といいますか、活用できるような状況にございますので、やはり新規の御相談の流入というものをふやしていくというところにかかっているかというふうに考えてございます。

また、産業復興相談センターの期間の延長というところにつきましては、これまでも設置者でございます盛岡商工会議所、あるいは県のほうから、国のほうに対しては延長の要請というものをお願いしているというふうに認識してございます。また、地域の金融機関の皆様からも産業復興相談センター、産業復興機構の延長というものについては強い御要望をいただいているというふうに承っておりますので、私どもは現場の人間として、やはり必要ではないかというふうに申し上げておりますし、そのような要望というものが今後聞き入れていただけることというのを私どもとしても期待をしております。

あと、また本設移転時におきます支援というものの拡充というところにつきましても、産業復興相談センターの期間が延びていけば、本設移転時にも支援ができるということになっていきますし、もしこの産業復興相談センターが、やはり期限というものが早々に来てしまうということでございましたら、本設移転時の支援も含めて金融機関のほうに支援のコミットメントをいただくような形で、私どもとしては調整を進めていくということかと考えてございます。ここは、どれだけ時間があいてしまうのかということによりまして、

いろいろとバリエーションができてしまうというところがございますけれども、これまでの支援実績におきましても、事業計画上は仮設での営業というものを継続されることを前提としながらも、将来本設に移られることというのを想定されていらっしゃると思いますので、その際にはぜひ御支援をお願いしますと金融機関のほうにお願いを申し上げて、前向きな御回答をいただくことをもって支援を進めていったというような実例もございます。

また、東日本大震災事業者再生支援機構との協調関係についても全くおっしゃるとおりでございます。これまでのところ産業復興相談センターと東日本大震災事業者再生支援機構が半ば競争する形で支援件数を積み上げていくというところがございます。これはこれで、片方では十分に支援ができていないところについて、もう片方が、だったらうちがやってやるよという形で支援件数をふやしていくというところにおいては、ある種意味があった部分もあるかと思っておりますけれども、これが逆に行き過ぎてしまいますと、事業者のためを思った再生なのか、あるいはもう数を積み上げていくための件数の積み上げなのかというところで、原理原則がおかしくなってしまう可能性というものもございますので、このあたりで一度東日本大震災事業者再生支援機構と産業復興相談センターのほうで役割分担であったり、それぞれの本来の役割に即した協業であったりといったものを検討しなければならぬと考えてございます。ちょうど今中小企業庁で、東日本大震災事業者再生支援機構と産業復興相談センターをあわせてそのような議論をしましょうというようなことも言っていたいただいておりますので、そういった中で改善をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○佐々木朋和委員 御説明ありがとうございます。1点、内陸部への支援についてお聞きをしたいと思います。

最初のレジュメの説明の中で、10ページに内陸部の風評被害の間接被害の支援の第1号ということで、第44号の事案の紹介をしていただきました。内陸部においては、風評被害もそうですし、また地震被害も多くて、グループ補助も多数の事業者が認められたというところで、大変ありがたいと思っておりますが、一方で今年度から内陸部のグループ補助が打ち切られる方向にあるという中で、それらの情報を知り得た事業者と知り得なかった事業者というところで、同業者の間でも不公平感が広がっているという状態にあります。そのような中で、内陸部においては債権の買い取りまでいく事案は少ないかもしれませんが、この産業復興相談センターの業務の1番目にあります新規借入れとか補助金等の震災支援制度のアドバイス業務というものは、内陸部においても必要なのではないかと考えております。そのような中で、これまでの現地事業所のない内陸部についての支援の取り組みと今後の方向性についてお聞かせをいただければと思います。

○古谷元参考人 おっしゃるとおりで、内陸部の事業者に対していかなる御支援というものを今後行っていくのかというところは、大きな課題でございます。これまでのところ、沿岸部の事業者からは積極的に御相談いただきながらも、なかなか内陸部で風評被害等を受けられた事業者、これは物理的に震災によって建物が壊れてしまったような方も含めて

でございますけれども、なかなか産業復興相談センターに御相談していただく件数自体が非常に少ないというのがこれまでのところでございます。これは、先ほども申し上げました私どもの広報活動の不足というところもあろうかと思ひますし、やはり沿岸部で非常に大きな損害を受けてしまった事業者に比べれば、自分たちの損害は軽微だったと、事業者が自制的に相談に来ていただけないような事情というものもあったのではないかというふうに拝察をしております。今後内陸部であれば、より盛岡市から出張も行きやすいということもございまして、今後は内陸部の案件の掘り起こしに向けまして、内陸部に所在しております金融機関に対する働きかけ、広報活動といったものも私どもとしては行ってまいりたいと考えております。実際に着手もしております。

○城内愛彦委員 私からもちょっとお伺いしたいのですが、相談状況のところでありますけれども、相談件数が411件あったという中で、助言、説明等で終了が222件ということでありました。この222件の方々の内訳というのですか、ほぼ助言をいただいたことによって解決したのか、あるいはそこで断念をしたのか、次のステップに進んだのか、後ずさりをしたのかという内訳について、詳しくわかればその辺を説明していただければと思います。

○古谷元参考人 まず、手元にどのような内訳になっているかというところはちょっとございませぬので、これまでどういった方々に対して取り組みをしてきたかというところにつきまして御説明申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、立ち上がった当初というところについては、私どもも混乱がございましたし、相談に対しましてどのような対応ができるのかというところについて、各相談者にもしかしたらまちまちの御説明をしてしまった部分もあったかもしれないというような反省もございましたので、産業復興相談センターが立ち上がって3カ月後をめぐり、これまでの御相談の内容につきまして改めて精査をするというプロセスを経ました。その時点におきまして、この御相談というものは制度の説明だけではなくて、もう少し本来お話を聞くべきだったのではないかというところにつきましては、改めて掘り起こしをいたしまして、具体的なニーズであったり、被災の程度であったりというものを確認するということがございました。一方で、一旦御相談いただきながらも2度目、3度目と、なかなか連絡がとれなくなってしまって、そこから没交渉になってしまっているという事業者も確かに存在いたします。そういった方々に対しては、やはり再度のアプローチというものが必要であると考えております。

こういった制度、助言、説明だけで終了してしまった事業者の例としましては、産業復興機構というものが債権を買うということを借金の棒引きであるというふうに純粋に誤解をされてしまって、借金の棒引きをしてもらおうと思ひまして来ましたというふうに御相談いただいて、これは債権買い取りで、将来債権放棄は起きるけれども、なくなるわけではないのですよと御説明申し上げますと、ではいいやお帰りになってしまったケースでございませぬかと、純粋に岩手県に所在されている事業者で、被災されていらっしやらない中

で何らかの経営アドバイスが欲しいということで、具体的には2店目、3店目の出店をしたいのだけれども、そういった相談にも乗ってくれますかというような方もいらっしゃいましたので、相当数はそもそも被災には余り関係ない御相談というものがこの中にも含まれているというふうに御理解いただければと存じます。その中で、被災者という方に関しては、これまで再度コンタクトできた方もいますし、できていない方もいらっしゃいますので、その深掘りはやっていかなければならないと考えてございます。

○田村誠委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田村誠委員長 それでは、ほかにないようですので、これをもちまして被災事業者の再生支援については終了いたします。

谷藤様、古谷様、今後とも被災市町村の復興支援に御尽力いただきますように、特に御協力をよろしくお願いいたします。本日は、お忙しいところ大変ありがとうございました。

次に、日程第2、現地調査についてでございますが、配付資料2のとおり、5月14日と16日、それから6月11日と13日の日程で被災市町村における復旧、復興に係る取り組み状況について現地調査を実施したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田村誠委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお、詳細な日程については、後日各委員に通知することといたしますので、御了承願います。

次に、その他であります。何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田村誠委員長 なければ、以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。